

第3章 統計部

第1節 統計の企画調整

1 統計企画

農林水産統計については、農林水産施策の改革に即し、農林水産業、農山漁村、食品産業等関連産業の実態を的確に把握する統計調査を効率的・重点的に実施し、その結果を迅速かつ利用しやすい形で提供した。

加えて、米の生産調整対策、耕作放棄地対策等の推進に必要な情報収集等にも積極的に取り組んだ。具体的には、①米政策の円滑な推進に向けて都道府県や地域水田協議会等の関係機関と連携した現地調査、調査の標本数の拡充による米の生産状況の的確な把握、②耕作放棄地対策の一環として実施された市町村・農業委員会による「耕作放棄地全体調査」への参画とフォローアップ、③「農業経営統計調査結果」と「農業経営に関する意向アンケート結果」をリンクさせて担い手の経営動向に関する分析の実施、④農山漁村地域の活性化を推進する上で有用な農林業センサスに基づく主要データに加え、新たに把握した活性化に向けた地域の取組状況（文字情報）のデータベース化を行った。

また、農林水産省ホームページにおける「農林水産統計情報総合データベース」について計画的なデータの蓄積、画面表示の改善等を図り利便性の向上を図った。

一方、総人件費改革への対応のため、調査員調査化、郵送調査化のほか、実査を含む統計調査業務を包括的に民間委託する市場化テストを導入するなど徹底したアウトソーシングに取り組むとともに、昨年度から検討を進めてきた調査の廃止を含む調査内容の抜本的な見直しについて、可能なものから順次実施した。

2 統計調整

統計行政を進める上で基本となる統計法（平成19年法律第53号）に基づき、農林水産省の所掌事務に係る統計調査を実施するに当たり必要な統計申請手続きを行った。

3 総合解析

(1) 「農村地域の姿」

農山漁村地域活性化に関する事業の一環として農山漁村集落の再生を推進するためのデータ整備等をサポートする観点から「農村地域の姿」（データベース）を開発し、平成21年1月から農林水産省ホームページで利用を開始した。本データベースは集落ごとの農林業センサスの主要データに加え、分析指標や地域における様々な活性化に向けた取組情報（文字情報）を掲載し、これらを組み合わせて利用することにより地域の実情を具体的に把握できるものである。

(2) 「わがマチ・わがムラ市町村の姿」

農林水産省のほか他省庁の統計データを利用して、都道府県や市町村ごとの農林水産業の状況、地理的状況、社会的状況等をグラフにより分かり易くまとめるとともにデータの検索機能や市町村別順位等のランキング表示機能を有するデータベースとして農林水産省ホームページから提供している。平成20年度は、市町村合併に伴うデータの整備や掲載データの更新を行った。

(3) 「グラフと絵で見る食料・農業—統計ダイジェスト—」

ビジュアル的に親しみ易い統計情報を提供する観点から、農畜水産物の各種統計調査結果を図表化し、関連情報やイラスト等を付加した「グラフと絵で見る食料・農業—統計ダイジェスト—」を農林水産省ホームページの「子どもページ」で提供している。

平成20年度は、図表やイラストをより分かり易いものとなるよう見直すとともに掲載データの更新を行った。

4 広報関係

統計調査結果の迅速な提供と多種・多様なニーズへの対応のため、①調査結果の概要を農林水産統計（第1報）として農林水産省ホームページ等により公表、②このうち指定統計は、統計調査名称、公表資料名称及び公表年月日を官報に掲載、③調査結果の詳細を調査ごとの報告書や総合統計書、ポケット統計書などと

して刊行、④統計データを生かし季節の話題を「農林水産とうけい歳時記」として提供した。

さらに、調査手法や体系の見直しから、①調査を円滑に実施するための農林水産統計調査協力情報誌「かけ橋」を刊行した。

また、利用者の利便を図るために「農林水産統計公表予定」及び「週間公表予定表」を、農林水産省ホームページに掲載した。

5 統計編さん

利用度の高い統計情報の提供を行うため、農林水産業に関する各統計書の概要を総合的に収録した以下の総合統計書を刊行した。

(1) 農林水産省統計表

本統計表（第83次）は、我が国の農林水産業に関する主要な統計について、農林水産省統計部の調査結果を中心に農林水産省各局庁、他府省及び各種団体の統計を総合的に収録し、都道府県別並びに英文併記により編集したものである。

(2) ポケット農林水産統計

本ポケット農林水産統計（平成20年版）は、我が国及び海外の農林水産業の現状を概観できるよう、農林水産省統計部の調査結果を中心に、主要な関連統計を幅広く収録し、手軽な大きさのB6判で編集したものである。

また、統計部では、他に各部門ごとの「ポケット園芸統計」、「ポケット畜産統計」、「ポケット水産統計」及び「ポケット食品統計」を編集している。

(3) 農林水産統計月報

本月報（通巻661号—672号）は、農林水産業の月別動向を把握することを目的として、農業経営、農林水産物の生産・流通・消費・価格、農業生産資材の生産・価格及び農林水産物の輸出入に関する統計等を収録し、英文併記により編集したものである。

6 政府統計共同利用システム

政府は、「電子政府構築計画」（平成15年7月17日各府省情報化統括責任者（CIO）連絡会議決定）に基づき、行政施策の企画・立案・評価、国民や事業所・企業などの合理的な意思決定や真理の探求を助け、国民生活の向上や社会経済の発展に貢献することを使命とした「統計調査等業務の業務・システム最適化計画」（平成18年3月31日各府省情報化統括責任者（CIO）連絡会議決定）を定め、府省間共通の行動指針の下に、社会経済情勢の変化に対応した有用で信頼される統計を体系的に整備し、適時的確に提供する取組を進めて

いる。

「政府統計共同利用システム」は、この取組の一環として、国民にとって便利で使いやすい統計データの提供や各府省等の統計情報システムの集約を図るために、平成20年4月から本格運用を開始したものである。

これに伴い、①統計に用いる標準地域コードの共有、②統計調査の母集団情報の管理及び標本抽出、③統計調査の調査項目の標準化、④統計調査のオンライン化、⑤個票データのレイアウト構造を示す記法等の標準化、⑥統計情報の電子的提供の推進、⑦各府省の統計に係るホームページにおけるコンテンツ（情報内容）の構成、用語の共有化、⑧統計情報のワンストップ・サービスの実現、⑨外部資源の活用を統計に携わる各府省が共通計画として推進している。

農林水産省においては、平成20年度の取組の結果、「統計に係るホームページの共通化」及び「政府統計個票データレイアウト標準記法の適用」について特に進展があった。

第2節 情報システムの管理・運営

1 農林水産統計システム

農林水産統計システムは、「農林水産省共同利用電子計算機システムに係る業務・システムの最適化計画について」（平成18年3月17日行政情報化推進委員会決定）に基づき、農林水産統計調査の審査、集計、分析・加工を迅速かつ効率的に実施するために、平成18年度に構築された新たなシステムであり、平成19年1月から運用を開始した。

農林水産統計システムの特徴としては、①汎用的なパッケージソフトウェアの採用による利便性の向上、加工・分析の高度化、②統計データの一元化によるセキュリティの向上、③民間データセンターへの委託による運用管理の厳格化、サービスの向上、④1人1台配置されているLAN端末から利用可能な簡素なシステム体系等であり、迅速なデータ提供に資するものである。

2 農林水産統計情報総合データベース

農林水産統計情報総合データベースは、農林水産行政の企画・立案・推進に資するとともに、国民への行政サービスの向上を図るため、農林水産省ホームページからアクセスすることができるデータベースシステムとして平成15年4月から運用を開始している。

平成20年度からは、「統計調査等業務の業務・システ

ムの最適化計画」(平成18年3月31日各府省情報化統括責任者(CIO)連絡会議決定)に基づき、政府統計共同利用システムへのデータ蓄積を開始し、本データベースシステムからリンクによる提供を行っている。

第3節 経営統計調査

1 農業経営統計調査

(1) 営農類型別経営統計

ア 調査の目的

この統計は、農産物の販売を目的とする農業経営体の経営の実態等を明らかにし、農業行政の資料を整備することを目的とする。

イ 調査対象

全国の農業経営体のうち農業生産物の販売を目的とする個別経営体、組織法人経営体及び任意組織経営体を調査対象とした。

ウ 調査の方法

調査経営体に現金出納帳・作業日誌(調査票)を配付して、毎日の現金収支、労働時間等を記録させる自計調査、農林水産省の職員が調査経営体の決算書類等を閲覧し、その内容を転記して行う調査並びに農林水産省の職員が調査経営体の代表者に対して行う面接調査の方法により行った。

エ 調査結果の公表

調査結果は、その概要を公表するとともに、詳細を「営農類型別経営統計」として刊行する。

(2) 経営形態別経営統計

ア 調査の目的

この統計は、農産物の販売を目的とする農業経営体の経営の実態等を明らかにし、農業行政の資料を整備することを目的とする。

イ 調査対象

個別経営体は、営農類型別経営統計で取りまとめた各営農類型に分類した調査経営体に「その他経営」に分類した調査経営体を加えて調査対象とした。

組織法人経営体は、営農類型別経営統計の調査経営体を調査対象とした。

ウ 調査の方法

調査経営体に現金出納帳・作業日誌(調査票)を配付して、毎日の現金収支、労働時間等を記録させる自計調査、農林水産省の職員が調査客体の決算書類等を閲覧し、その内容を転記して行う調査並びに農林水産省の職員が調査経営体の代表者に対して行う面接調査の方法により行った。

エ 調査結果の公表

調査結果は、その概要を公表するとともに、その詳細を個別経営体については、「経営形態別経営統計(個別経営)」として刊行し、組織法人経営体については「営農類型別経営統計(組織経営編)」に収録する。

(3) 農産物生産費統計

ア 調査の目的

(ア) 米生産費統計

この統計は、米の生産コストを明らかにし、米の生産対策及び稲作経営改善対策の資料を整備することを目的とする。

(イ) 小麦生産費統計

この統計は、小麦の生産コストを明らかにし、小麦の農業行政(水田・畑作経営所得安定対策、生産対策、経営改善対策等)の資料を整備することを目的とする。

(ウ) 工芸農作物等生産費統計

この統計は、工芸農作物等(大豆、原料用かんしょ、原料用ばれいしょ、てんさい、さとうきび)の生産コストを明らかにし、工芸農作物等の農業行政(水田・畑作経営所得安定対策等、生産対策、経営改善対策等)の資料を整備することを目的とする。

イ 調査の対象

当該作目の経営規模が、作目ごとに定めた規定を満たす個別経営体を調査対象とした。

ウ 調査の方法

調査経営体に現金出納帳・作業日誌(調査票)を配付して、生産資材の購入、生産物の販売、労働時間等を記録させる自計調査、農林水産省の職員が調査客体の決算書類等を閲覧し、その内容を転記して行う調査並びに農林水産省の職員が調査経営体に対して行う面接調査の方法により行った。

エ 調査結果の公表

調査結果は、その概要を作目ごとに公表するとともに、詳細を「米及び小麦の生産費」及び「工芸農作物等の生産費」として刊行する。

(4) 畜産物生産費統計

ア 調査の目的

(ア) 牛乳生産費統計

この統計は、生乳の生産に係るコストを把握し、加工原料乳の生産者補給金単価の算定、畜産経営改善等の農政推進の資料とする。

(イ) 肉用牛生産費統計

この統計は、肉用牛(去勢若齢肥育牛、乳用お

す肥育牛、交雑種肥育牛、乳用おす育成牛、交雑種育成牛）生産及び子牛生産に係るコストを把握し、牛肉の安定価格等の算定及び肉用子牛の保証基準価格等の算定、畜産経営改善等の農政推進の資料とする。

ウ 肥育豚生産費

この統計は、肥育豚生産に係るコストを把握し、豚肉の安定価格等の算定、畜産経営改善等の農政推進の資料とする。

イ 調査の対象

当該畜種の経営規模が、畜種ごとに定めた規定を満たす個別経営体を調査対象とした。

ウ 調査の方法

調査経営体に現金出納帳・作業日誌（調査票）を配付して、生産資材の購入、生産物の販売、労働時間等を記録させる自計調査、農林水産省の職員が調査客体の決算書類等を閲覧し、その内容を転記して行う調査並びに農林水産省の職員が調査経営体に対して行う面接調査の方法により行った。

エ 調査結果の公表

調査結果は、その概要を畜種ごとに公表するとともに、詳細を「畜産物生産費」として刊行する。

2 林業経営統計調査

(1) 調査の目的

ア 林業経営統計

この統計は、林業経営体の林業経営収支等を把握することにより林業経営の実態を明らかにし、林業施策推進の資料とする。

イ 栽培きのご経営統計

この統計は、栽培きのご経営体の経営収支等を把握することにより栽培きのご経営の実態を明らかにし、林業施策推進の資料とする。

(2) 調査対象

ア 林業経営統計

家族経営の林業経営体のうち、①保有山林面積が50ha以上であって、林木に係る施業を行っている経営体、②保有山林面積が20ha以上50ha未満であって、過去1年間の林木に係る施業労働日数が30日以上である経営体を調査対象とした。

イ 栽培きのご経営統計

生しいたけ（保有ほだ木数3千本以上の原木栽培、菌床栽培）、乾燥しいたけ（保有ほだ木数3千本以上の原木栽培）、えのきたけ、ぶなしめじ、まいたけ及びなめこのいずれかを生産し、当該栽培きのこの過去1年間の販売額が50万円以上である家族経営の栽

培きのご経営体を調査対象とした。

(3) 調査の方法

調査経営体に対して調査簿を配付して行う記帳調査（協力の得られる調査対象については郵送による）と、農林水産省の職員による面接調査により行った。

(4) 調査結果の公表

調査結果は、その概要を公表するとともに、詳細を「林業経営統計調査報告」として刊行する。

3 漁業経営調査

(1) 調査の目的

漁業経営体の財産状況、収支状況、操業状況等の経営体の経営実態を明らかにし、水産行政等の推進の資料とする。

(2) 調査対象

ア 個人経営体調査

全国の漁業経営体のうち、第2種兼業漁家を除く個人であり、海面漁業を営む経営体で、①海面において主として動力漁船を用いて漁船漁業を営むもの、②海面において主として小型定置網漁業を営むもの、③主として対象水産物（ぶり類、まだい、ほたてがい、かき類、わかめ類、のり類、真珠）の海面養殖業を営むものを調査対象とした。

イ 会社経営体調査

全国の漁業経営体のうち、会社であり、海面漁業を営む経営体で、①海面において主として使用動力漁船の合計トン数が10t以上の動力漁船を用いて漁船漁業を営むもの、②海面において主として大型定置網漁業を営むもの、③海面において主としてさけ定置網漁業を営むもの、④主として対象水産物（ぶり類、まだい）の海面養殖業を営むものを調査対象とした。

ウ 共同経営体調査

全国の漁業経営体のうち、共同経営であり、海面漁業を営む経営体で、①海面において主として使用動力漁船の合計トン数が10t以上の動力漁船を用いて漁船漁業を営むもの、②海面において主として大型定置網漁業を営むもの、③海面において主としてさけ定置網漁業を営むものを調査対象とした。

(3) 調査の方法

ア 個人経営体調査

調査経営体に日記帳を配付して記帳・記入を依頼し、日々の現金収支、労働時間等については調査経営体が記帳、財産の増減等については農林水産省の職員が面接調査により行う方法、若しくは調査経営体に調査票を配付して記入を依頼し、調査経営体が

税務申告関係帳簿類等を用いて調査票へ記入する方法のいずれかにより調査を行った。

イ 会社経営体調査

調査経営体が自己の経営管理や税務処理に備えて作成記録している会計帳簿類、財務諸表等を利用して、調査経営体の決算終了後に調査票へ記入する方法により行った。

ウ 共同経営体調査

調査経営体が自己の経営管理や税務処理に備えて作成記録している会計帳簿類、財務諸表等を利用して、調査経営体の決算終了後に調査票へ記入する方法により行った。

(4) 調査結果の公表

調査結果は、その概要を公表するとともに、詳細を「漁業経営調査報告」として刊行する。

4 農業物価統計調査

(1) 調査の目的

農業における投入・産出の物価変動を測定するため、農業経営に直接関係ある物価等を把握し、その結果を総合して農業物価指数等を作成するほか、生産対策・経営安定対策等の各種行政施策の推進等のための資料を整備することを目的とする。

(2) 調査の種類及び区分

調査は、農産物生産者価格調査及び農業生産資材価格調査の2種類に区分される。

また、農産物生産者価格調査は、一般農産物生産者価格調査（野菜以外）及び野菜生産者価格調査に区分される。

(3) 調査対象

農産物生産者価格調査は、調査品目ごとに主な産地における取引量の多い出荷団体等を調査対象とした。

農業生産資材価格調査は、都道府県ごとに農家の農業生産資材の購入価格を代表するとみられる小売店等を調査対象とした。

(4) 調査の方法

調査は、原則として農業物価統計調査員の面接又は電話による聞き取り等により調査を行った。

(5) 調査結果の公表

月々の農業物価指数は、毎調査月の翌月に公表している。年次指数については、その概要を公表するとともに、詳細を「農業物価統計」として刊行する。

5 農林漁業生産所得

国民経済的な立場から農林水産業生産の実態を価値量的に把握し、農林水産行政の企画立案、振興計画の

策定等の資料とする。

(1) 推計の方法

ア 農業総産出額及び生産農業所得（全国推計値）

農業総産出額は、全国を推計単位として、農業生産活動による最終生産物の全国の品目別生産量に、品目別農家庭先価格を乗じた額を合計して求めたものである。これに、農業経営統計調査結果から求めた所得率を乗じ、水田農業構造改革交付金等を加算して生産農業所得を推計した。

イ 農業産出額及び生産農業所得（都道府県別推計値）

農業産出額は、都道府県を推計単位として、都道府県別の品目別生産量に品目別農家庭先価格を乗じて求めたものである。これに、農業経営統計調査結果から求めた所得率を乗じ、水田農業構造改革交付金等を加算して生産農業所得を推計した。

ウ 林業産出額及び生産林業所得

林業産出額は、都道府県を推計単位として、都道府県別の林産物生産量に生産者価格を乗じて求めたものである。これに、林業経営統計調査等を基礎にして求めた所得率を乗じて生産林業所得を推計した。

エ 漁業生産額

漁業生産額は、海面及び内水面における漁業・養殖業生産量に産地卸売価格等を乗じて求めたものである。

(2) 推計結果の公表

推計結果は、その概要を公表するとともに、詳細を「生産農業所得統計」及び「生産林業所得統計報告書」として刊行し、漁業生産額については「漁業・養殖業生産統計年報」に収録する。

第4節 構造統計調査

1 農林業センサス

(1) 農林業センサス等研究会

平成22年2月1日現在で「2010年世界農林業センサス」の実施を予定しており、平成20年度は、前年度に引き続き「農林業センサス等研究会」を開催し、2010年世界農林業センサスの実施及び農林水産統計の再構築について検討を行い、その内容をホームページ上で公表した。

研究会日程

第4回 平成20年9月9日

また、検討結果に基づき11月に統計委員会へ諮問し、3回の産業統計部会の審議を経て、平成21年1月19日

に答申を得た。

委員会日程

第15回統計委員会（諮問）	平成20年11月10日
第 9 回産業統計部会	同 11月28日
第11回産業統計部会	同 12月12日
第13回産業統計部会	同 12月24日
第18回統計委員会（答申）	平成21年 1 月19日

(2) 調査内容に関する試行調査

平成22年 2 月 1 日に実施を予定している2010年世界農林業センサスと同様の調査系統で実施し、調査上の課題を明らかにするとともに、調査事項の設定、設問の表現等調査内容についての検証を行い、その改善を反映することにより、2010年世界農林業センサスを円滑にかつ効率的に実施するための試行調査を実施した。

(3) 農業地域類型別統計書の発刊

2005年農林業センサス結果を基に、平成20年 6 月に改訂された農業地域類型別に主要な統計表を都道府県別に編集・収録し発刊した。

2 漁 業 セ ン サ ス

平成20年11月 1 日現在で「2008年漁業センサス」を実施した。

この調査は、漁業の生産構造・就業構造及び漁村、水産物流通・加工業等の漁業を取り巻く実態を明らかにするとともに、水産行政の推進に必要な基礎資料を整備することを目的に実施しており、第 1 回調査（昭和24年）から今回で通算12回目となる（昭和38年以降は 5 年ごとに実施）。

調査は、海面漁業調査、内水面漁業調査及び流通加工調査に区分される。

(1) 海面漁業調査

ア 漁業経営体調査

調査は、海面に沿う市区町村（海面に沿わない一部の市区町を含む。）に所在し、平成19年11月 1 日から平成20年10月31日の 1 年間に、海面漁業を営んだ経営体を対象とし、都道府県を通じて実施した。

調査方法は、平成20年11月 1 日現在で調査員が調査客体の代表者に調査票を配付して行う自計調査の方法（申出があった場合は面接）で調査した。

主な調査項目は、漁業種類、使用漁船、養殖施設、個人漁業経営体の世帯の状態及び世帯員の就業状況等である。

イ 漁業管理組織調査

調査は、海面に沿う市区町村（海面に沿わない一部の市区町を含む。）に所在する、漁連及び沿海地区

漁協に関連する漁業管理組織を対象として実施した。

調査方法は、平成20年11月 1 日現在で調査員が調査客体の代表者に調査票を配付して行う自計調査の方法（申出があった場合は面接）で調査した。

主な調査項目は、漁業管理の内容等である。

ウ 海面漁業地域調査

調査は、海面に沿う市区町村（海面に沿わない一部の市区町を含む。）に所在する沿海地区漁協を対象として実施した。

調査方法は、平成20年11月 1 日現在で調査員が調査客体の代表者に調査票を配付して行う自計調査の方法（申出があった場合は面接）で調査した。

主な調査項目は、生産条件、活性化の取組等である。

(2) 内水面漁業調査

ア 内水面漁業経営体調査

調査は、平成19年11月 1 日から平成20年10月31日の 1 年間に調査対象湖沼における水産動植物の採捕又は内水面における養殖業を営んだ経営体を対象として実施した。

調査方法は、平成20年11月 1 日現在で調査員が調査客体の代表者に調査票を配付して行う自計調査の方法（申出があった場合は面接）で調査した。

主な調査項目は、漁業種類、使用漁船、養殖施設、個人漁業経営体の世帯の状況及び世帯員の就業状況等である。

イ 内水面漁業地域調査

調査は、内水面に関する漁協を対象として実施した。

調査方法は、平成20年11月 1 日現在で調査員が調査客体の代表者に調査票を配付して行う自計調査の方法（申出があった場合は面接）で調査した。

主な調査項目は、漁場環境、遊漁の状況、活性化の取組等である。

(3) 流通加工調査

ア 魚市場調査

調査は、魚市場を対象として実施した。

調査方法は、平成20年11月 1 日現在で調査員が調査客体の代表者に調査票を配付又はオンラインで行う自計調査の方法で調査した。

主な調査項目は、魚市場の施設及び取扱高等である。

イ 冷凍・冷蔵、水産加工場調査

調査は、水産物の冷凍・冷蔵工場及び水産加工場を対象として実施した。

調査方法は、平成20年11月1日現在で調査員が調査客体の代表者に調査票を配付又はオンラインで行う自計調査の方法で調査した。

主な調査項目は、従事者数、冷蔵能力、水産加工品生産量等である。

3 農業構造動態調査

(1) 調査の目的

この調査は、5年ごとに実施している農林業センサス実施年以外の年、農業の農業生産構造及び就業構造に関する事項を把握し、農政の企画・立案、推進等に必要な資料を整備することを目的とする。

(2) 調査の対象と調査の方法

調査は、平成21年2月1日現在で調査日前1年間ににおける世帯員の就業状態、農業経営の状態等について家族経営体及び組織経営体を対象として実施した。

家族経営体は、2005年農林業センサス結果に基づき作成した母集団名簿を、主業、準主業、副業別に分類した上で、市町村別に一定の基準で調査区を設定し、系統抽出法により抽出した。調査は、調査員が調査票を配付・回収する自計調査の方法により実施した。

組織経営体は、2005年農林業センサス結果に基づき作成した母集団名簿を、専ら農作業受託を行う組織経営体、それ以外の組織経営体別に、それぞれ農作業受託料金収入、農産物販売金額を指標として都道府県別に系統抽出法により抽出した。調査は、調査票を郵送により配付・回収する自計調査の方法により実施した。

(3) 調査結果の公表

調査結果は、その概要を公表するとともに、詳細を「農業構造動態調査報告書」として刊行する。

4 新規就農者調査

(1) 調査の目的

この調査は、新規就農者数(雇用における新規就農者及び新規参入者を含む。)を把握し、新規就農者の育成・確保を図るための諸施策の円滑な推進に必要な資料を提供することを目的とする。

(2) 調査の対象と調査の方法

就業状態調査は、2005年農林業センサスで把握した農業経営体のうち、家族経営体を対象とし、調査票を郵送により配付・回収する自計調査の方法により実施した。

新規雇用者調査は、2005年農林業センサスで把握した農業経営体のうち、組織経営体(家族経営体以外の農業経営体)及び一戸一法人(家族経営体のうち、法人化している経営体)を対象とし、調査票を郵送によ

り配付・回収する自計調査の方法により実施した。

新規参入者調査は、すべての農業委員会を調査対象とし、調査票を郵送により配付・回収する自計調査の方法により実施した。

(3) 調査結果の公表

調査結果は、その概要を公表するとともに、詳細を「農業構造動態調査報告書(併載：新規就農者調査結果)」として刊行する。

5 農業資源調査

(1) 調査の目的

この調査は、農道の整備状況の実態を明らかにし、農道整備事業の計画的な実施に資することを目的とする。

(2) 調査の対象と調査の方法

調査は、全市区町村(東京都特別区の23区を含む。)を対象に、調査票を郵送又は電子メール又はファクシミリにより配付・回収する自計調査の方法により実施した。

(3) 調査結果の公表

調査結果は、その概要を公表した。

6 集落営農実態調査

(1) 調査の目的

この調査は、集落を基礎とした営農組織について、全国統一的な基準で集落営農の数及び取り組み状況を把握し、集落営農の育成・確保・支援に係る施策の企画・立案、推進、評価等に必要な資料を整備することを目的とする。

(2) 調査の対象と調査の方法

ア 集落営農実態調査

調査は、全国の市区町村(直近の農林業センサスにおいて耕地の存在が認められなかった市区町村を除く。)を対象に、調査票を郵送又は電子メール又はファクシミリにより配付・回収する自計調査の方法により実施した。

イ 集落営農活動実態調査

調査は、平成21年2月1日現在で実施した「集落営農実態調査」で把握した水田・畑作経営所得安定対策に加入している集落営農の代表者を対象に、調査票を郵送により配付・回収する自計調査の方法により実施した。

(3) 調査結果の公表

調査結果は、その概要を公表するとともに、詳細を「集落営農実態調査報告書」として刊行する。(集落営農活動実態調査併載)

第5節 生産統計調査

1 作物統計調査

(1) 面積調査

ア 耕地面積調査

(ア) 調査の目的

農業の生産基盤となる耕地の実態を調査し、土地資源の有効利用など諸施策の資料とする。

(イ) 調査の方法

耕地面積調査は、耕地とその周辺にある開墾可能な土地を約2ha（北海道は約10ha）単位に区画して編成した単位区の中から標本単位区を抽出し、7月15日現在で対地標本実測調査により行い、衛星画像・航空写真の利用、巡回・見積り、行政機関等からの情報・資料収集等により補完した。

(ウ) 調査結果の公表

調査結果は、その概要を公表するとともに、詳細を「耕地及び作付面積統計」として刊行した。

イ 作付面積調査

(ア) 調査の目的

農作物の作付（栽培）面積を調査し、土地の利用状況を明らかにするとともに収穫量を推定する場合の基礎とするほか、土地の高度利用計画、農作物の需給計画、価格流通対策等諸施策の資料とする。

(イ) 調査の方法

作付面積調査は、耕地面積調査と同時に標本単位区に対する対地標本実測調査、関係団体を対象とした郵送調査により行い、巡回・見積り及び行政機関からの情報・資料収集により補完した。

(ウ) 調査結果の公表

主な作物の作付（栽培）面積は、その概要を公表し、詳細を「耕地及び作付面積統計」として刊行するとともに、「作物統計」に掲載した。

(2) 作況調査

ア 作柄概況調査

(ア) 調査の目的

水稻の作柄概況を早期にかつ正確に把握し、食料の需給調整、価格の安定等諸施策の資料とする。

(イ) 調査の方法

作況標本筆、作況基準筆及び被害調査筆に対する実測調査及びその結果に基づく巡回・見積りにより調査を行った。

(ウ) 調査結果の公表

調査結果は、その概要を公表した。

イ 予想収穫量調査

(ア) 調査の目的

水稻の予想収穫量を早期にかつ正確に把握し、食料の需給調整、価格の安定等諸施策の資料とする。

(イ) 調査の方法

作況標本筆、作況基準筆及び被害調査筆に対する実測調査並びにその結果に基づく巡回・見積りにより調査を行った。

(ウ) 調査結果の公表

調査結果は、その概要を公表した。

ウ 収穫量調査

(ア) 調査の目的

農作物の収穫量を調査し、生産振興、価格安定、需給計画の策定等諸施策の資料とする。

(イ) 調査の方法

水稻については、作況標本筆、作況基準筆及び被害調査筆に対する実測調査並びにその結果に基づく巡回・見積りにより調査を行った。

陸稲、麦類、大豆、かんしょ、飼料作物、果樹及び野菜については、関係団体及び標本経営体に対する往復郵送調査及び巡回・情報収集により調査を行った。

甘味資源作物（てんさい及びさとうきび）については、原料事務所及び製糖工場に対する往復郵送調査により行った。

茶については、標本荒茶工場に対する往復郵送調査により行った。

花きについては、往復郵送調査及び関係機関等からの情報収集により調査を行った。

(ウ) 調査結果の公表

調査結果は、その概要を公表するとともに、詳細を水稻、陸稲、麦類、大豆、かんしょ、飼料作物、甘味資源及び茶については「作物統計」として、果樹については「果樹生産出荷統計」として、野菜については「野菜生産出荷統計」として、花きについては「花き生産出荷統計」として刊行した。

(3) 被害調査

ア 共済減収調査

(ア) 調査の目的

共済減収調査は、農業災害補償制度における損害の額について国が行う審査・認定の資料として、10a当たり収量、共済基準減収量及び共済基準減収量に関わる作付面積を調査する。

(イ) 調査方法及び調査結果の利活用

水稻、麦類、ばれいしょ、大豆、小豆、いんげん並びに主な果樹の共済目的の種類ごとに共済基準収穫量を基準とする増収面積及び程度別減収面積並びに増収量、程度別減収量及び共済減収量について標本実測調査及びその結果に基づく巡回・見積りにより調査を行った。

なお、調査結果は、損害評価の資料として取りまとめて経営局へ提示した。

イ 被害応急調査

(ア) 調査の目的

災害等を受けた作物の災害種類別の被害面積及び被害量について被害統計を作成し、天災融資法の適用、特別交付税の算定及びその他の災害対策の企画・立案、実施等のための資料とする。

(イ) 調査の方法

重大な災害等が発生したと認められる地域内にある作物の栽培の用に供される土地及び作物につき職員による巡回・見積り及び情報収集の方法により調査を行った。

(ウ) 調査結果の公表

調査結果は、四半期ごとに被害見込金額が10億円以上の災害について、その概要を公表するとともに、1年間の農作物被害の詳細を「農作物災害種類別被害統計」として刊行した。

2 特定作物統計調査

(1) 調査の目的

豆類（小豆、いんげん及びらっかせい）、そば、こんにゃくいも及び「い」の生産に関する実態を明らかにし、関税割当数量及び共済基準収穫量の算定、生産振興対策の推進のための資料を整備することを目的に実施する。

(2) 調査の方法

ア 作付面積調査

関係団体に対する往復郵送調査及び巡回・見積りにより調査を行った。

イ 収穫量調査

関係団体及び標本経営体に対する往復郵送調査及び巡回・情報収集により調査を行った。

(3) 調査結果の公表

調査結果は、その概要を公表するとともに、「作物統計」として刊行した。

3 木材統計調査

(1) 木材統計調査

ア 基礎調査

(ア) 調査の目的

素材生産及び木材製品の生産並びに出荷等に関する実態を明らかにし、林業行政の資料を整備することを目的とする。

(イ) 調査対象と調査方法

基礎調査は、全国の製材工場、木材チップ工場及び合単板工場から抽出した標本工場を対象に、平成20年12月31日現在を調査期日とし、調査期日以前1年間の素材の入荷量、消費量及び在庫量、製材品の出荷量及び在庫量、合板及び木材チップの生産量及び在庫量をオンライン、郵送又は調査員が調査票を配布・回収する自計調査又は面接・聞き取りによる他計調査により行った。

(ウ) 調査結果の公表

調査結果は、その概要を公表するとともに、詳細を「木材需給報告書」として刊行する。

イ 月別調査

(ア) 調査の目的

毎月の木材需給の動向を把握し、木材の需給及び価格の安定等流通改善対策等の推進に必要な資料を整備する。

(イ) 調査対象と調査方法

月別調査は、全国の製材工場及び合単板工場から抽出した標本工場を対象に、毎月の素材の入荷量、消費量及び在庫量、製材品及び合板の生産量、出荷量及び在庫量等についてオンライン調査又は郵送調査により行った。

(ウ) 調査結果の公表

調査結果は、その概要を公表するとともに、詳細を「木材需給報告書」として刊行する。

(2) 木材流通統計調査

ア 木材価格統計調査

(ア) 調査の目的

素材、木材チップ及び木材製品の価格水準及び変動を把握し、木材の需給及び価格の安定等流通改善対策、木材産業の合理化対策等の諸施策の推進に必要な資料を整備する。

(イ) 調査対象と調査方法

木材価格統計調査は、素材・木材チップ価格調査と木材製品卸売価格調査に分かれ、標本工場等を対象に、毎月の素材、木材チップ及び木材製品の価格等についてオンライン、郵送又はFAXに

より調査票を配布・回収する自計調査の方法により行った。平成21年1月から市場化テストとして民間事業者が調査票をオンライン、郵送又はFAXで配布・回収する自計調査により行っている。

(ウ) 調査結果の公表

調査結果は、その概要を公表するとともに、詳細を「木材需給報告書」として刊行する。

イ 木材流通構造調査

(ア) 調査の目的

流通段階別の木材の入荷、製品の販売状況を明らかにし、木材流通施策推進の諸施策の資料を整備する。

(イ) 調査対象と調査方法

木材流通構造調査は、工場（製材工場、合板工場、プレカット工場、集成材工場、木材チップ工場）及び木材流通業者を対象に、平成18年12月31日現在を調査期日とし、調査期日以前1年間の素材（材料）の入荷先別入荷量、製品の出荷先別出荷量、機械の所有状況等について、調査員が調査票を配布して行う自計調査の方法又は面接・聞き取りの方法によって行った。

(ウ) 調査結果の公表

調査結果は、その概要を公表するとともに、詳細を「平成18年木材流通構造調査報告書」として刊行した。

4 畜産統計調査

(1) 調査の目的

畜産統計調査は、主要家畜の飼養戸数、飼養頭羽数等を取りまとめ、畜産行政の資料とする。

(2) 調査対象と調査方法

ア 乳用牛、肉用牛、豚、採卵鶏調査

農林業センサスを基礎に畜種別の母集団を編成し標本抽出した飼養者を調査対象に、往復郵送調査により行った。

なお、乳用牛、肉用牛調査については、牛個体識別システム（注：個体識別番号に牛の生年月日、性別、品種、所在地等のデータを一元的に管理するシステム）のデータを活用した調査体系となっている。

イ 鶏ひなふ化羽数調査

鶏ひなふ化羽数調査は、鶏ひなふ化場を調査対象に往復郵送調査により行った。

(3) 調査結果の公表

調査結果は、その概要を公表するとともに、詳細については「畜産統計」として刊行した。

5 漁業・養殖業生産統計調査

(1) 調査の目的

海面及び内水面における漁業・養殖業の生産に関する実態を把握して、水産行政の推進等に必要な資料を整備することを目的とする。

(2) 調査の種類

調査は、稼働量調査、海面漁業漁獲統計調査、海面養殖業収獲統計調査、内水面漁業漁獲統計調査、内水面養殖業収獲統計調査及び3湖沼漁業生産統計調査に区分される。

(3) 調査対象と調査方法

ア 稼働量調査

海面に沿う市区町村等の区域内にある海面漁業経営体のうち、かつお・まぐろ類に係る漁業種類であって、漁獲成績等報告書を利用できない沿岸まぐろはえ縄、沿岸かつお一本釣、ひき縄釣、大型定置網を営んだ海面漁業経営体を対象として、調査員による面接聞き取りにより調査を行った。

イ 海面漁業漁獲統計調査

海面に沿う市区町村等の区域内にある海面漁業経営体及び水揚機関を対象として、自計申告又は調査員による面接聞き取りによる調査、水揚機関の事務所の記録を閲覧し転記する方法、職員による往復郵送調査、若しくは漁獲成績等報告書を利用した取りまとめを行った。

ウ 海面養殖業収獲統計調査

海面に沿う市区町村等の区域内にある海面漁業経営体及び水揚機関を対象として、自計申告又は調査員による面接聞き取りによる調査、水揚機関の事務所の記録を閲覧し転記する方法、職員による往復郵送調査により取りまとめを行った。

エ 内水面漁業漁獲統計調査

漁業法（昭和24年法律第267号）に基づく漁業権の設定又は水産資源保護法（昭和26年法律第313号）に基づく保護水面の指定が行われている全ての河川及び湖沼（琵琶湖、霞ヶ浦及び北浦を除く。）を対象として、対象を管轄する内水面漁業協同組合及び経営体からの申告、郵送、調査員による面接聞き取りにより調査を行った。

オ 内水面養殖業収獲統計調査

全国のます類、あゆ、こい及びうなぎの内水面養殖業を営むすべての経営体を対象として、経営体からの申告、郵送、調査員による面接聞き取りにより調査を行った。

カ 3湖沼漁業生産統計調査

琵琶湖、霞ヶ浦及び北浦で生産された水産物を扱うすべての水揚げ機関、漁業又は養殖業を営むすべての経営体を対象として、経営体からの申告、郵送、調査員による面接聞き取りにより調査を行った。

(4) 調査結果の公表

調査結果は、その概要を公表するとともに、詳細を「漁業・養殖業生産統計年報」として刊行する。

第6節 流通消費統計調査

1 食品産業活動実態調査

(1) 調査の目的

①我が国の食品産業（食品製造業、食品卸売業、食品小売業、外食産業）の東アジアへの進出状況、現地での製造・販売の実態、②食品産業における水産物の主要品目別の仕入先別仕入量等を把握することにより、食品産業の各部門・業種間における量的なフロー（流通経路・規模）を明らかにし、各種施策の推進及び検証のための資料とする。

(2) 調査対象と調査方法

調査は、海外進出企業調査及び水産物国内流通構造調査に区分される。

海外進出企業調査は、海外に現地法人を有する国内の本社企業を対象に郵送により調査票を配付・回収する自計調査により行った。

水産物国内流通構造調査は、全国の食品製造業を営む事業所のうち、水産物を原材料とする製造品を出荷している事業所、食品卸売業を営む事業所のうち、水産物を販売している事業所、食品小売業を営む事業所のうち、水産物を販売している事業所及び外食産業（喫茶店を除く一般飲食店）を営む事業所を対象に、郵送により調査票を配付・回収する自計調査により行った。

(3) 調査結果の公表

調査結果は、その概要を公表するとともに、詳細を「食品産業活動実態調査報告」として刊行する。

2 牛乳乳製品統計調査

(1) 調査の目的

牛乳及び乳製品の生産に関する実態を明らかにし、畜産行政の資料を整備することを目的とする。

(2) 調査対象と調査方法

調査は、年1回調査の基礎調査と、毎月調査の月別調査に区分される。

基礎調査は、全国の全ての牛乳処理場及び乳製品工場を対象に行っており、委託事業者が調査票を郵送で

配付・回収する自計調査により行った。

なお、乳製品工場のうち、アイスクリームのみ製造する乳製品工場で年間生産量が5万リットルに満たないものは除いた。

月別調査は、基礎調査で調査対象となる全ての乳製品工場及び基礎調査結果に基づき選定された牛乳処理場を対象に、平成20年12月分調査までは調査票を郵送で配付・回収する自計調査、平成21年1月分調査からは委託事業者が調査対象の作成した電子調査票をオンラインで回収する自計調査により行った。

(3) 調査結果の公表

基礎調査の調査結果の概要及び月別調査の調査結果の概要を公表するとともに、両調査の詳細を「牛乳乳製品統計」として刊行した。

3 食品流通段階別価格形成調査

(1) 調査の目的

生鮮農水産物（青果物及び水産物）の流通の各段階における価格形成と経費の実態を明らかにし、流通改善対策、集出荷体制の整備、食料供給コストの縮減等の施策の推進の資料とする。

(2) 調査対象と調査手法

食品流通段階別価格形成調査は、青果物経費調査及び水産物経費調査からなり、青果物経費調査は、①各調査品目毎に調査対象都市（札幌市、仙台市、東京都、名古屋市、大阪府、広島市及び福岡市）の消費地卸売市場への出荷実績が多い上位都道府県の集出荷団体、②調査対象都市の消費地卸売市場において青果物を取り扱う仲卸業者、③調査対象都市の消費地卸売市場がある都道府県に所在し、消費地卸売市場から青果物を仕入れている小売業者を対象に、水産物経費調査は、①各調査品目毎に水揚量の多い上位10産地卸売市場において卸売を行う産地卸売業者（団体）、②①の産地卸売業者から水産物を仕入れ、調査対象都市の消費地卸売市場へ出荷を行う産地出荷業者、③調査対象都市の消費地卸売市場において水産物を取り扱う仲卸業者、④調査対象都市の消費地卸売市場がある都道府県に所在し、消費地卸売市場から水産物を仕入れている小売業者を対象に、調査員又は郵送により調査票の配付・回収を行い、調査対象が決算帳簿等の資料に基づく記帳により調査票を作成する自計調査により行った。

(3) 調査結果の公表

調査結果は、その概要を公表するとともに、詳細を「食品流通段階別価格形成調査報告」として刊行する。

4 青果物卸売市場調査

(1) 調査の目的

青果物の卸売市場における卸売数量及び卸売価額を調査し、価格形成の実態等を明らかにし、青果物の流通改善対策、価格安定対策等の資料とする。

(2) 調査対象と調査方法

調査は、全国の主要な都市の青果物卸売会社を対象に、品目別、産地都道府県別の卸売数量及び卸売価額について、調査対象が作成した電磁的記録媒体の郵送による収集、郵送により調査票を配付・回収する自計調査又はオンライン調査により行った。

(3) 調査結果の公表

調査結果は、その概要を公表するとともに、詳細を「青果物卸売市場調査報告」として刊行した。また、産地都道府県別の結果を「青果物産地別卸売統計」として刊行した。

5 畜産物流通統計調査

(1) 調査の目的

食肉、鶏卵、食鳥の生産量、取引数量、価格等を明らかにし、価格安定対策、需給調整、流通改善対策等の資料とする。

(2) 調査対象と調査方法

畜産物流通統計調査は、食肉流通統計調査、鶏卵流通統計調査及び食鳥流通統計調査に区分される。

食肉流通統計調査は、と畜場調査及び食肉卸売市場調査からなり、と畜場調査は全国のと畜場を対象にと畜頭数、枝肉重量等を、食肉卸売市場調査は全国の食肉中央卸売市場等を対象に枝肉取引成立頭数、重量、価額、価格等を調査員による面接調査、資料閲覧、郵送による調査対象が作成した電磁的記録媒体の収集、郵送により調査票を配付・回収する自計調査又はオンライン調査により行った。

なお、と畜場調査（日別）及び食肉卸売市場調査（日別）については、委託事業者による電話の聞き取り調査を行った。

鶏卵流通統計調査は、全国の鶏卵集出荷機関から選定した対象に鶏卵生産量、集荷量、仕向先別出荷量等を調査員による面接調査、資料閲覧又は郵送により調査票を配付・回収する自計調査により行った。

食鳥流通統計調査は、全国の食鳥処理場を対象に集荷戸数、集荷量、製品生産量等を、調査員による面接調査、資料閲覧又は郵送により調査票を配付・回収する自計調査により行った。

(3) 調査結果の公表

調査結果は、その概要を公表するとともに、詳細を「畜産物流通統計」として刊行した。

6 水産物流通調査

(1) 産地水産物流通調査

ア 調査の目的

水産物の主要産地における水揚量、水揚価額及び用途別出荷量を調査し、水産物需給計画、価格安定対策等の資料とする。

イ 調査対象と調査方法

調査は、水揚量・価格調査（月別調査）及び用途別出荷量調査に区分される。

水揚量・価格調査（月別調査）は、全国の主要な産地卸売市場の卸売業者及び漁業協同組合を対象に、品目別の水揚量及び水揚価額について、調査員又は郵送により調査票を配付・回収する自計調査又は資料閲覧により行った。なお、(社)漁業情報サービスセンターの水産物流通情報調査が実施されている市場については、同調査のデータを利用した。

用途別出荷量調査は、産地卸売市場の卸売業者、漁業協同組合及び仲卸業者を対象に用途別出荷量について、調査員による面接調査又は郵送により調査票を配付・回収する自計調査により行った。

ウ 調査結果の公表

調査結果は、その概要を公表するとともに、詳細を「水産物流通統計年報」として刊行した。

(2) 冷蔵水産物流通調査

ア 調査の目的

水産物の全国の主要な冷凍・冷蔵工場における入出庫量、在庫量等を調査し、水産物需給計画、価格安定対策等の資料とする。

イ 調査対象と調査方法

調査は、全国の主要な産地及び消費地の主な冷凍・冷蔵工場を対象に、品目別の月間入(出)庫量、月末在庫量について、郵送により調査票を配付・回収する自計調査又はオンライン調査により行った。

ウ 調査結果の公表

調査結果は、その概要を公表するとともに、詳細を「水産物流通統計年報」として刊行した。

(3) 水産加工統計調査

ア 調査の目的

全国の陸上加工経営体における水産加工品の生産量を調査し、水産物需給計画、水産加工業振興対策等の資料とする。

イ 調査対象と調査方法

全国の水産加工品を生産する陸上加工経営体（加工場又は施設を持たない漁家等は除く。）から選定した対象に、加工種類別品目別生産量について、陸上加工経営体又は関係団体の代表者に対し、調査員又は郵送により調査票を配付・回収する自計調査、調査員による面接調査又は資料閲覧により行った。

ウ 調査結果の公表

調査結果は、その概要を公表するとともに、詳細を「水産物流通統計年報」として刊行した。

7 花き卸売市場調査

(1) 調査の目的

花き卸売市場における卸売数量及び卸売価額を調査し、流通改善対策、価格安定対策等の資料とする。

(2) 調査対象と調査方法

調査は、全国の花き卸売会社を対象に、品目別の卸売数量及び卸売価額を職員による面接調査、資料閲覧、職員又は郵送による協力者が作成した電磁的記録媒体の収集、郵送により調査票を配付・回収する自計調査又はオンライン調査により行った。

(3) 調査結果の公表

調査結果は、その概要を公表するとともに、詳細を「花き流通統計調査報告」として刊行した。

なお、本調査は平成20年12月分をもって廃止した。

8 生鮮食料品価格・販売動向調査

(1) 調査の目的

生鮮野菜の小売段階における国産品（標準品、有機栽培品及び特別栽培品）、輸入品別の価格及び販売数量の動向を把握することにより国産品の販売動向を探り、国内農業を振興するための各種施策の資料とする。

(2) 調査対象と調査方法

調査は、全国15都市（札幌市、仙台市、さいたま市、千葉市、東京都特別区、横浜市、川崎市、静岡市、名古屋市、京都市、大阪市、神戸市、広島市、福岡市及び北九州市）において、生鮮野菜（国産標準品、有機栽培品、特別栽培品及び輸入品）を取り扱っている百貨店・総合スーパー、各種食料品小売業（従業者10人以上）、野菜・果実小売業（従業者5人以上）のセルフサービス店を営む事業所のうち、POSシステムを導入しているものを対象に、平成20年12月分調査までは調査員が調査票を配付し、毎月の結果を四半期ごとに郵送回収する自計調査、平成21年1月分調査からは委託事業者が調査対象に調査票を配付し、毎月の結果を四半期ごとに回収する自計調査により行った。

(3) 調査結果の公表

調査結果は、月別の結果概要を四半期ごとに公表するとともに、詳細を「生鮮食料品価格・販売動向調査報告」として刊行した。

9 食品ロス統計調査

(1) 食品ロス統計調査

ア 調査の目的

家庭及び外食における食べ残しの状況等を把握し、食品の廃棄・食べ残しの抑制、望ましい食生活の実現に向けた食育の推進等の資料とする。

イ 調査対象と調査方法

平成20年度は調査の周期年化により休止した。

ウ 調査結果の公表

平成19年度調査の結果の詳細を「食品ロス統計調査報告」として平成21年2月に刊行した。

(2) 食品循環資源の再生利用等実態調査

ア 調査の目的

食品産業における食品廃棄物等の発生量及び食品循環資源の再生利用等の状況等を明らかにし、「食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律」（食品リサイクル法）等に基づく施策を推進するための資料とする。

イ 調査対象と調査方法

全国的食品製造業、食品卸売業、食品小売業及び外食産業を対象とし、調査員が調査票を配付・回収する方法又は調査票を郵送で配付・回収による自計調査により行った。

ウ 調査結果の公表

調査結果は、その概要を公表するとともに、詳細を「食品循環資源の再生利用等実態調査報告」として刊行する。

10 生鮮食料品流通情報調査

(1) 目的

生鮮食料品流通情報調査は、卸売市場の市況及び入荷量、産地の生産、出荷状況等に関する情報を、政策担当部局をはじめ、生産者、出荷団体、流通関係者、消費者等に迅速かつ的確に提供することによって、生鮮食料品の需給の均衡と価格の安定に資することを目的として実施した。

(2) 情報の種類と概要

ア 市況情報

全国の主要な青果物卸売市場、畜産物卸売市場等における日々の取引結果の入荷量、概算価格等を提供した。

イ 市場情報

青果物は、青果物卸売市場における取引結果を日別、旬別に、畜産物は、と畜場における枝肉取引結果を月別に取扱数量、卸売価額等を提供した。